

令和5年5月9日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和5年5月9日（火）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番		14番	山村 珠美		

4、欠席委員 13番 吉良山 友二

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第18条の規定による小作解約について

[合意解約] 【中間管理】

第4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用配分計画について 【中間管理】

第5 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第6 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第7 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 欠席

係長 今村 翔太

参事 後藤 健一

事務局 皆様、お疲れさまです。定刻よりも早いですが、皆さんお揃いですので、令和5年度第2回高森町農業委員会総会を行いたいと思います。

事務局長は、臨時議会に出席しておりますので、本日は代理で、私、今村が務めさせていただきます。

不慣れな点があると思いますが、よろしく願いいたします。

なお、本日、13番委員から欠席の連絡がございました。

それでは、本日の出席者13名、欠席者1名、委員会会議規則第5条の規定により、過半数の出席を得ましたので、会の成立を報告いたします。

それでは、早速ですが、会長から御挨拶いただきたいと思います。

よろしく願いします。

会長 皆さん、こんにちは。

忙しい農繁期の真っ最中に、また天気も良く、仕事日和の日に出席され、皆さん、ありがとうございます。

今頃は、田、畑、また施設園芸等、植え付け作業等でお忙しい時期かと思えます。

そういう時期ですが、このまま農産物の価格が高値で推移してくれるなら、いいなと願っておる次第であります。

本日は、総会の議案に3条、4条、5条と、3つとも出ております。

全部を審議するのは、最近では珍しいと思っております。

これまでは、少なかったですが、今回は多いようですので、皆さんと一緒に進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いします。

#### 「議第5号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和5年5月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 議事録署名ということですので、こちらから指名してもいいでしょうか。

(複数委員) はい。

議 長 それでは、今回は4番委員、5番委員にお願いいたします。

「報告第1号」

事 務 局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。  
別紙のとおり本委員会に報告する。  
令和5年5月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、この案件は事務局から説明させていただきます。

事 務 局 それでは、私から説明させていただきます。  
4ページをお開きください。  
まず、番号1です。土地の所在地は下記に書いてあるとおり、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望等をご覧のとおりになっております。  
親から子への相続です。  
補足資料は3ページをご覧ください。こちらのカラーの地図に書いてある赤枠で示してあるところが当該地です。

続きまして、番号2、こちらも親から子への相続となります。  
土地の所在地、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望等は記載のとおりです。  
こちらは筆数が多いので4ページから6ページのとおりです。  
補足資料は4ページの赤枠で示してあるところです。

続きまして、番号3です。7ページをお開きください。こちらも親から子への相続です。  
土地の所在地、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望等をご覧のとおりです。  
補足資料は5ページの赤枠で囲ってあるところです。

続きまして、番号4です。  
8ページをお開きください。  
こちらも親から子への相続です。  
土地の所在地、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望等は、筆数が多いので、7ページから8ページのとおりです。  
補足資料は6ページをお開きください。  
6ページの赤枠で囲ってあるところです。  
事務局からの説明は以上です。

議 長 はい。今、事務局から、1番から4番までの説明がありました  
が、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、これはそのまま報告を受付ま  
す。

次、「報告第2号」

事 務 局 農地法第18条の規定による小作解約〔合意解約〕【中間管理・  
賃貸借】。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和5年5月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 報告第2号、農地法第18条報告資料。これは解約の案件ですの  
で、これも事務局から説明してもらいます。

事 務 局 それでは、私から説明いたします。

10ページをお開きください。農地法第18条報告資料の番号  
1、借受人、貸出人、土地の所在地、地目、解約事由についてはご  
覧のとおりです。

別紙補足資料8ページ、9ページをお開きください。

解約につきましては、双方合意で解約をし、貸出人に返還するも  
のです。

続きまして、番号2、借受人、貸出人、土地の所在地、地目、解  
約事由についてはご覧のとおりです。

別紙補足資料10ページをお開きください。

双方合意で解約をし、土地の返還後、新たに別の方に貸付するも  
のです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 はい。事務局からの説明が、1番、2番とありましたが、何か質  
問はありませんか。

7番委員 この中間管理は、これは5年とか10年とか期限が切つてあると  
思うんですが、何年間のうちの何年目ですかね。

事務局 事務局から補足説明をさせていただきます。

1番の案件につきましては、5年契約のうち2年を残し、借受人からの辞退ということでの解約申し出です。

これは、残り2年の期間をそのまま繰り上げて返還するというこ  
とで解約の予定をしておりました。

新たに借受者を見つけるということだったんですが、実はこの貸  
付者の方がお亡くなりになられましたので、契約自体を当初からや  
り直しということに今後なっていくと思われま

す。  
このまま、公社借受を残すのではなくて、一度全部解約し、次の  
方に貸す予定で今準備を進めている最中です。

2番も、5年解約のうち、残り2年3ヶ月を残し、借受者からの  
解約申し出です。

それから、後ほど関係がありますので、今のうちにお話します。

合意解約した後、その残存期間を次の方に貸し付けするよう予  
定にしております。

つまり、貸付者と農業公社との借受契約を残しつつ、別の方に貸  
付をするものです。

また、配分計画の承認がこの後、出てきますので、そのときにま  
た御説明いたします。

以上です。

議長 はい。ほかに質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この案件も報告を受け付けま  
す。

### 「報告第3号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
配分計画について【中間管理】。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和5年5月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 利用配分計画各筆明細、この件についても事務局から説明しても  
らいます。

事務局 私から説明させていただきます。

12ページをお開きください。

12ページの利用配分計画各筆明細の1番をご覧ください。

補足資料も、12ページをご覧ください。

権利の設定を受ける者は記載のとおりです。

土地所有者は記載のとおりです。

権利の種類は賃貸借権設定、賃料も記載のとおりです。

報告第2号で報告いたしました合意解約をした後、新たに賃貸借権を設定し、配分するものです。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありました。何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

事務局 追加の説明をいたします。

先ほども申し上げましたが、当初5年契約でしたが、借受人から、もう作れないということで、農地をお戻しいただきまして次の借受者を探しておりました。

地元農業委員さんの御協力もあって、その残存期間の2年3カ月間を引き続き転貸というか、賃貸借権の移転ということになりました。

資料をご覧になるとお分かりのように、解約と同じ場所であるということが分かるかと思います。

以上です。

議長 はい。ほかに質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この件についても報告を受け付けします。

#### 「議第6号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年5月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議第6号、農地法第3条審議資料、1番です。

4 番委員	<p>これは担当委員、4 番委員から説明をしていただきます。</p> <p>売渡人がもう農業ができなくなり、病院に入院されております。結婚した娘さんが管理しておられました。</p> <p>去年まではアグリセンターにロータリー等を打っていただいて管理してもらっていましたが、もう管理ができないということでした。</p> <p>今回、たまたま相手方の要望によりまして、農地を取得したいということで話が進み、売買という形になりました。</p> <p>審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	はい。今説明がありました。何か質問はありませんか。
事 務 局	<p>すみません。事務局からの補足です。</p> <p>今の案件につきましては、補足資料は14ページから、16ページになります。</p> <p>事務局からは、許可基準の説明をさせていただきます。</p> <p>申請書類及び全部事項証明などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。</p> <p>事務局からの補足は以上です。</p>
議 長	はい。今説明がありました。何か質問はありませんか。
1 番委員	これは栽培計画というか、何かを作るとか。
事 務 局	作付けの計画につきましては、芝を栽培される予定です。
議 長	はい。ほかに質問はありませんか。
(複数委員)	ありません。
議 長	はい。ないということですので、この議案は可決いたします。
事 務 局	<p><b>「議第7号」</b></p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。</p> <p>別紙のとおり本委員会の決定に附する。</p> <p>令和5年5月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。</p>



議 長 議第7号、農地法第4条審議資料の1番、これは私が担当ですので、私から説明させていただきます。

補足資料が18、19ページです。

農地等の情報は左記のとおり、申請地の一部を分筆し、共同住宅を建設する予定となっております。

ここは周りが住宅地で、今までは牧草とかを植えておられたところ です。

集合住宅、アパートを建てたいということですので、環境、周辺の状況を見てもいいと思われ ます。

周りも住宅地だからいいかなという感じでお います。

審議をよろしくお 願い します。

事 務 局 事務局から許可基準について説明をさせていただきます。

こちらの4条許可基準としましては、申請書には事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について適当または確実であると判断しています。また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請については許可相当であると判断しています。

事務局からは以上です。

議 長 はい。事務局からの説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案を可決いたします。

次、2番。

この担当委員は10番委員となっておりますので、説明をお願いいたします。

10番委員 議第7号、農地法第4条審議資料。  
番号2は、16ページです。

補足資料は、20から21ページとなっています。

農地等の情報は左記のとおりです。

竹林に囲まれ、日当たりも悪く、鳥獣害もあり耕作できないので、クヌギを植林したいということです。

御審議をよろしくお願いします。

事務局      こちらも事務局から、許可基準について説明をさせていただきます。

こちらの4条許可基準としましては、申請書には事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地条件についても問題ないと判断しています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しています。

以上です。

議長          はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員)    ありません。

議長          はい。ないということですので、この議案も可決いたします。

#### 「議第8号」

事務局      農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年5月9日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長          はい。農地法第5条審議資料の、これは1番と2番は隣接しておりますので一緒に説明を、担当地区の4番委員からお願いします。

4番委員      これは補足資料をまず見ていただくと分かりますが、もともと別荘地として農地を取得された、2区画の隣接地です。

それを名義だけ変更しそのままにしてあったところです。

今回、買われる方は、市内で苗木、樹芸あたりの販売をしておら

れる方で、事務所及び樹芸圃場をこちらに移したいということで買われる予定です。

補足資料は23ページから26ページですが、現状では放棄地になっています。

そういう状態を改善し、こちらに樹芸圃場や事務所及び駐車場を造りたいということで、5条申請が出されております。

審議のほどをよろしくお願いします。

事務局 事務局から、許可基準について説明をさせていただきます。

申請書には、事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地条件についても問題ないと判断しています。

以上です。

議長 はい。事務局から、今説明がありました。何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案も可決いたします。

今日はこれで審議は終わりましたが、何か今までが少なかった分、今回は3条、4条、5条と、まとまって出てきたような感じがします。

また、こういうときもあると思いますが、皆さんも一緒に審議のほどをよろしく願いいたします。

お疲れさまでした。